

G-モバイル モバイル端末レンタルサービス利用規約

当社は、G-モバイル モバイル端末レンタルサービス利用規約に含まれる以下の条項(以下、「本条項」といいます。)に従い、本件サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)に対して、第1条に定める携帯電話端末の貸出サービス(以下、「本件レンタルサービス」といいます。)を提供します。

(レンタルサービスの内容)

- 第1条 レンタルサービスとは、本件端末機器を契約者に賃貸するサービスをいいます。なお、レンタルサービスを提供する本件端末機器の種類は、当社が別途契約者に対して提示する機種とします。
- 2 1台の本件端末機器のレンタルサービス提供につき、1のレンタルサービス契約が成立するものとします。
- 3 契約者の申し出により、当社が承諾する場合、当社は、本件レンタルサービスに関して、別途オプションサービスを提供するものとします。なお、当該オプションサービスは、1のレンタルサービス契約につき、1のオプションサービス契約が成立するものとします。

(本件端末機器の引渡し)

- 第2条 当社は、本件レンタルサービス契約成立後、本件端末機器を本件サービスに関する申込用紙に記載の場所(以下、「指定送付先」といいます。)に送付することにより本件端末機器の引渡しを行うものとします。
- 2 契約者は、前項の引渡しに支障を来さないよう指定送付先における本件端末機器の受入準備を完了することとします。
- 3 契約者は、第1項の引渡しを受けた場合、本件端末機器を点検し、何らかの瑕疵を発見した場合は、当該端末発送日から3営業日以内に当社に通知するものとします。当該瑕疵により契約者が本件サービスの利用することができないと当社が認めた場合、当社は速やかに代替機を契約者に送付するものとします。
- 4 契約者が端末発送日から3営業日以内において何らの通知もしなかった場合、本件端末機器は何らの瑕疵なく完全な状態で引き渡されたものとし、契約者は、当社に対して、本件端末機器に関する一切の責任(債務不履行責任、瑕疵担保責任その他の契約責任、不法行為責任を含みます。)を免責するものとします。

(本件端末機器の使用及び管理)

- 第3条 契約者は、前条により受領した本件端末機器を、引渡日から本件レンタルサービス契約期間内において、当社の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従い使用することができるものとします。
- 2 契約者は、善良なる管理者の注意をもって本件端末機器を使用管理するものとし、当社の承諾なしに、本件端末機器(本件端末機器にて利用されるソフトウェアその他一切の内容物を含みます。)の改造分解、内容物の読み出し、変更、消去、並びに本件端末機器に添付されている3Gチップの他の携帯電話端末への差し替えを行わないものとします。
- 3 契約者は、本件端末機器に添付された調整済みの標識その他一切の付着物を除去、汚損しないものとします。本件端末機器の使用に必要な電源・電力、消耗品代その他必要となる費用は、契約者がその負担により提供するものとします。
- 4 契約者が理由の如何を問わず本件端末機器を滅失(修理不能、所有権侵害を含みます。)又は毀損したときは、第6条の定めに従うものとします。
- 5 契約者は、第三者が本件端末機器について権利を主張し、又は保全処分や強制執行などにより当社の所有権を侵害するおそれが発生したときは、本件端末機器が当社の所有であることを主張証明して、その侵害防止に努めるとともに直ちに当社にその事情を通知するものとします。

(付属品等)

- 第4条 本件レンタルサービスとして当社が契約者に対し提供する、本件端末機器以外の電池パック、充電器その他の備品(以下、「付属品」といいます。)は、本件レンタルサービス提供の対象範囲外とします。なお、付属品の消耗又は故障等があった場合の追加の付属品については、契約者が自ら購入していただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず 契約者が追加の電池パックの支給を希望する場合は、次に掲げるとおりとします。
- (1) 引渡日から、引渡日の翌月1日より12ヶ月経過する月の末日の前日までの期間においては、契約者が電池パック1個につき3,000円の手数料を支払うことにより、当社は電池パック1個を支給するものとします。
- (2) 前号に規定の期間の満了日の翌日から初期契約期間の満了日までの間においては、原則として本件端末機器1台につき1回に限り無償で電池パック1個を支給するものとします。
- (3) 再契約期間においては、本件レンタルサービス提供の対象範囲外とし、契約者が自ら電池パックを購入していただきます。
- 3 当社は、契約者が本契約に定める本件端末機器の返還にあたり、付属品を本件端末機器本体とともに、当社に対し送付した場合、契約者からの特段の通知なき限り、契約者は当該付属品の所有権を無償で譲渡したものとします。

(本件端末機器の変更)

- 第5条 契約者は、次条に定める場合を除き、本件レンタルサービスにより提供を受けている本件端末機器の変更(機種変更のみに限らず、色等本件端末機器自体の取替えを含みます。)を希望する場合、一括払いで当社の提示する端末機器料金を支払う場合にのみ、これを行うことができるものとします。

(本件端末機器の毀損・紛失等の取扱い)

- 第6条 契約者は、本件端末機器を理由の如何を問わず破損・水没等により毀損、滅失又は紛失した場合、又は第3条第1項に定める用法に従って使用したことにより本件端末機器が故障した場合、直ちにヘルプデスクに通知するものとします。
- 2 本件端末機器が毀損又は故障した場合、契約者は、当社所定の書面を同封の上、蓄積データ等を消去し、毀損又は故障した本件端末機器を当社所定の窓口へ返還するものとします。なお、当該場合において運送料がかかる場合は、契約者がこれを負担するものとします。当社は、本件端末機器の返還に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生じた損害(FeliCaを用いたサービスやシステムが利用できなくなる場合を含みます。)につき一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、次に掲げる場合に応じて次の各号に定める損害金又は修理費を当社に支払うものとします。なお、電池パックについては、第4条第2項に定めるとおりとします。(なお、当該損害金は第8条に定める損害賠償の請求を妨げないものとします。)
- (1) 本件端末機器を滅失又は紛失した場合: 本条項末尾別表に定める損害金
- (2) 本件端末機器が毀損した場合: 本条項末尾別表に定める損害金額を上限とする修理費
- (3) 初期契約期間中にメーカー保証の範囲を超えて本件端末機器が故障した場合: 本条項末尾別表に定める損害金額を上限とする修理費
- (4) 再契約期間中に本件端末機器が故障した場合: 本条項末尾別表に定める損害金額を上限とする修理費
- 4 契約者による前項の損害金の支払い後は、契約者が紛失した本件端末機器を発見した場合であっても、契約者は、本件端末機器の紛失の事実の取り消し及び損害金の返還を請求することはできないものとします。
- 5 当社は、契約書が本件端末機器を滅失又は紛失した場合、第4項の損害金又は修理費、新しい端末機器のレンタル料金、SIM発行手数料の支払いを一括で受けた場合に限り、新たに端末機器を契約者に貸与するものとします。なお、当社は、当該端末機器について、滅失又は紛失前の本件端末機器と同機種・同色の物となるよう努めるものとしますが、当該同機種・同色の物の貸与を保証するものではなく、契約者は予めこれに承諾するものとします。
- 6 本条に定める場合において、本件サービスを利用できなくなったときでも、契約者は、その利用できない期間にかかる本件サービス料金の支払いを要するものとします。

(蓄積データ等の管理)

- 第7条 契約者は、本件端末機器を第三者に無断で使用されないよう、契約者自身の責任においてこれらを管理するものとします。
- 2 契約者は、蓄積データ等を契約者自身の責任において厳格に管理するものとします。
- 3 第三者による不正使用等による通信であっても、本件サービスを利用して行われた通信は、全て契約者によって行われたものとみなし、契約者が料金等を負担するものとします。
- 4 当社は、本件端末機器の毀損若しくは紛失、本件端末機器自体の不具合によるか否かにかかわらず、又は契約者の管理義務違反によるか否かにかかわらず、蓄積データ等の漏洩及び不正利用、滅失について、一切の責任を負わないものとします。

(損害賠償)

- 第8条 当社は、本件レンタルサービスに関し、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、直接かつ現実に発生した損害を賠償する責任を負うものとします。なお、当社が賠償する損害額の上限は、契約者が当社に対して支払った直近3ヶ月分の本件サービスの対価とします。
- 2 前項の定めにかかわらず、契約者による本件端末機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任を負いこれを処理、解決するものとします。ただし、当社の故意または重過失に基づく場合を除きます。
- 3 当社は、契約者が本契約の条項の一にでも違反した場合においては、当社は、本条項に従った通常の本件レンタルサービスの利用を保証しないものとします。

(本件端末機器の返還)

第9条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本件端末機器にかかる蓄積データ等の一切を消去し、本件端末機器を速やかに当社所定の窓口に返還するものとします。なお、当該場合において運送料がかかるときは、契約者がこれを負担するものとします。

- (1) 本件レンタルサービス契約が終了したとき
 - (2) 本件レンタルサービス契約を解約し、又は解除されたとき。
 - (3) 前号に定める他本件端末機器を利用しなくなったとき。
- 2 契約者が前項に定める手続きによらずに本件端末機器の返還を行わない場合、契約者は本条項末尾別表に定める損害金を当社に支払うものとします。なお、当該損害金は第8条に定める損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 3 契約者が当社が送付した代替機の返還を行わない場合、契約者は本条項末尾別表に定める損害金の50%相当額を当社に支払うものとします。なお、当該損害金は第8条に定める損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 4 当社は、第1項の本件端末機器の返還に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生じた損害(FeliCaを用いたサービスやシステムが利用できなくなる場合を含みます。)につき一切の責任を負わないものとします。

(譲渡等の禁止)

第10条 契約者は、本件端末機器を譲渡又は質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

2 契約者は、事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件端末機器を第三者に転貸することはできないものとします。

3 仮処分、差押え、仮差押え、公租公課の滞納処分その他本件端末機器の当社の所有権を侵害し、又は侵害するおそれのある事由が生じた場合、契約者は、当社に対し直ちに通知するものとします。この場合において、契約者は、侵害者に対し、本件端末機器が当社の所有であって自己の所有物でないことを主張立証するものとします。

別表 毀損、滅失、紛失等の損害金

損害金額の額 (本件端末機器 1 台あたり)	4万円
------------------------	-----

以上